

羽曳野市情報公開条例施行規則（平成13年羽曳野市規則第4号）〈抜粋〉

（審査会への諮問の方法）

第8条 条例第15条第1項の規定による羽曳野市情報公開審査会への諮問は、次に掲げる書面を添付して行うものとする。

- (1) 異議申立書の写し又は審査請求書の写し
- (2) 公文書開示請求書の写し
- (3) 公文書不開示決定通知書の写し、公文書部分開示決定通知書の写し又は公文書開示請求拒否決定通知書の写し
- (4) 前各号に掲げるもののほか、審議の参考となる資料

（審査会の委員）

第9条 審査会の委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

3 委員の任期が満了したときは、当該委員は、後任者が任命されるまで引き続きその職務を行うものとする。

4 市長は、委員が心身の故障のため職務の遂行ができないと認めるとき、又は委員に職務上の義務違反その他委員としてふさわしくない非行があると認めるときは、その委員を罷免することができる。

（審査会の会長）

第10条 審査会に会長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 会長は、審査会を代表し、会務を総理する。

3 会長に事故があるとき、又は欠けたときは、あらかじめ会長が指名する委員がその職務を代理する。

（審査会の召集及び会議）

第11条 審査会の会議は、会長が召集し、その議長となる。

2 審査会の会議は、委員の過半数が出席しなければ、開くことができない。

3 審査会の会議の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

（審査会の庶務）

第12条 審査会の庶務は、総務部総務課において行う。